

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学共同研究取扱規程

令和3年4月1日 規程第33号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「本学」という。）における共同研究機関との共同研究の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究機関 この規程により、本学と共同研究を行う会社法等に基づく会社、地方公共団体、公益法人等、本学以外のものをいう。
- (2) 共同研究 本学において共同研究機関から研究者及び研究経費又はそのいずれかを受入れて、本学の教員が当該共同研究機関と共通の課題について共同して行う研究をいう。
- (3) 共同研究者 当該共同研究に参加する研究者をいう。

(共同研究の原則)

第3条 共同研究は、本学の教育研究上有意義なものであり、かつ、本来の教育研究に支障がないと学長が認めた場合において、受入れるものとする。

(共同研究の受入手続等)

第4条 共同研究の申込みをしようとする者は、共同研究申請書（様式第1号）を共同研究の本学代表者を通じて学長に提出しなければならない。

- 2 共同研究の本学代表者は、共同研究実施計画書（様式第2号）を作成し、学長に提出しなければならない。ただし、第6条第2項各号に掲げる事項を記載した当該共同研究契約書案の提出をもって、これに代えることができるものとする。

(共同研究の受入れの決定)

第5条 学長は、前条の共同研究申請書及び共同研究実施計画書を受理したときは、必ず地域・産官学連携委員会の意見を聴いたうえで、共同研究実施の可否を決定する。

(契約の締結)

第6条 理事長は、学長が前条の規定により共同研究の受入れを決定した場合は、共同研究機関の代表者との間で、共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結しなければならない。

- 2 共同研究契約書には、原則として次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 研究題目
- (2) 研究目的及び内容
- (3) 研究の実施場所
- (4) 研究期間
- (5) 共同研究者名及び研究の実施体制
- (6) 研究経費の内訳及び負担割合
- (7) 研究費により取得する施設、設備の帰属
- (8) 研究成果の取扱い
- (9) 研究の結果生ずる知的財産権の帰属
- (10) 研究の中止、契約の解除に関する事項
- (11) その他共同研究の実施に関し必要な事項

(研究経費)

第7条 研究経費は公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学会計規則（令和3年規則第18号）により執行するものとする。

2 本学は必要に応じて、予算の範囲内において経費の一部を負担することができる。

(間接経費)

第8条 共同研究費を受け入れる場合、直接経費の30パーセント以上に相当する金額を間接経費として受け入れるものとする。

(施設・設備の供与)

第9条 本学は、本学の他の教育・研究の妨げとならない限り、本学の施設・設備を共同研究の用に供することができる。

(知的財産権の取扱い)

第10条 共同研究の結果、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権等の知的財産権が生じた場合の取扱いについては、契約書の定めるところによる。

(共同研究の完了)

第11条 共同研究の本学代表者は、共同研究が完了したときは、共同研究完了届（様式第3号）を学長に提出しなければならない。

(研究成果の公表)

第12条 共同研究による研究成果は、原則として公表するものとし、公表の時期及び方法等は、共同研究の本学代表者があらかじめ学長の承認を得て、共同研究機関と協議して定めるものとする。

(事務)

第13条 共同研究に関する事務は教務課において処理する。

(委任)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年9月13日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

共同研究申請書

年 月 日

静岡社会健康医学大学院大学長 様

申請者 住 所
氏 名 印

（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）

下記のとおり共同研究をしたいので、公立大学法人静岡社会健康医学大学院
大学共同研究取扱規程第4条第1項の規定により申請します。

記

- 1 研 究 題 目
 - 2 研究の目的及び内容
 - 3 研究の実施場所
 - 4 研 究 期 間 年 月 日～ 年 月 日
 - 5 共 同 研 究 者 名 別添共同研究者名簿のとおり
 - 6 研 究 費 の 額 金 円
本学の負担割合 % (金 円)
(内訳) 大学に派遣する研究者に係る研究料 金 円
研究に要する経費 金 円
 - 7 研 究 費 の 財 源 自己資金（申請者の負担）
その他（ ）
- ※ 研究費の原資拠出が申請者以外の者である場合は、その他欄の括弧内に拠出団体名等を記載してください。
- 8 その他必要な事項

（必要に応じ添付する書類）

大学に派遣する共同研究者の履歴書及び研究業績書

(別添)

共同研究者名簿

区分	氏名	所属・職名	研究の分担
申請者の機関に所属する研究者 ※静岡社会健康医学大学院大学に派遣する研究者氏名の前に「○」を付すこと。			
共同研究に参加予定の静岡社会健康医学大学院大学教員 ※代表者氏名の前に「◎」を付すこと。			

様式第2号（第4条関係）

共同研究実施計画書

年 月 日

静岡社会健康医学大学院大学長 様

所 属
職・氏名 印

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学共同研究取扱規程第4条第2項の規定により、次のとおり共同研究実施計画書を提出します。

記

1 研 究 題 目

2 研究の目的及び内容

3 研究の実施場所

4 研 究 期 間 年 月 日～ 年 月 日

5 研究の実施体制

区分	所属	職・氏名	研究の分担	派遣の有無
静岡社会健康医学大学院大学				
共同研究機関				

6 研究に要する経費

(1) 総額 金 円

(2) 内訳

費目	経費の内訳		摘要
	静岡社会健康医学大学院 大学	共同研究機関	
合計			

様式第3号（第11条関係）

共同研究完了届

年 月 日

静岡社会健康医学大学院大学長 様

所 属
職・氏名 印

下記の共同研究が完了したので、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学
共同研究取扱規程第10条の規定に基づき、研究成果報告書を添えて報告します。

記

- 1 研 究 題 目
- 2 共同研究機関名
- 3 共同研究期間